

近世中後期出羽国宝幢寺における寺役人の職分・身分

——近世寺院領主の統治機構とその特質——

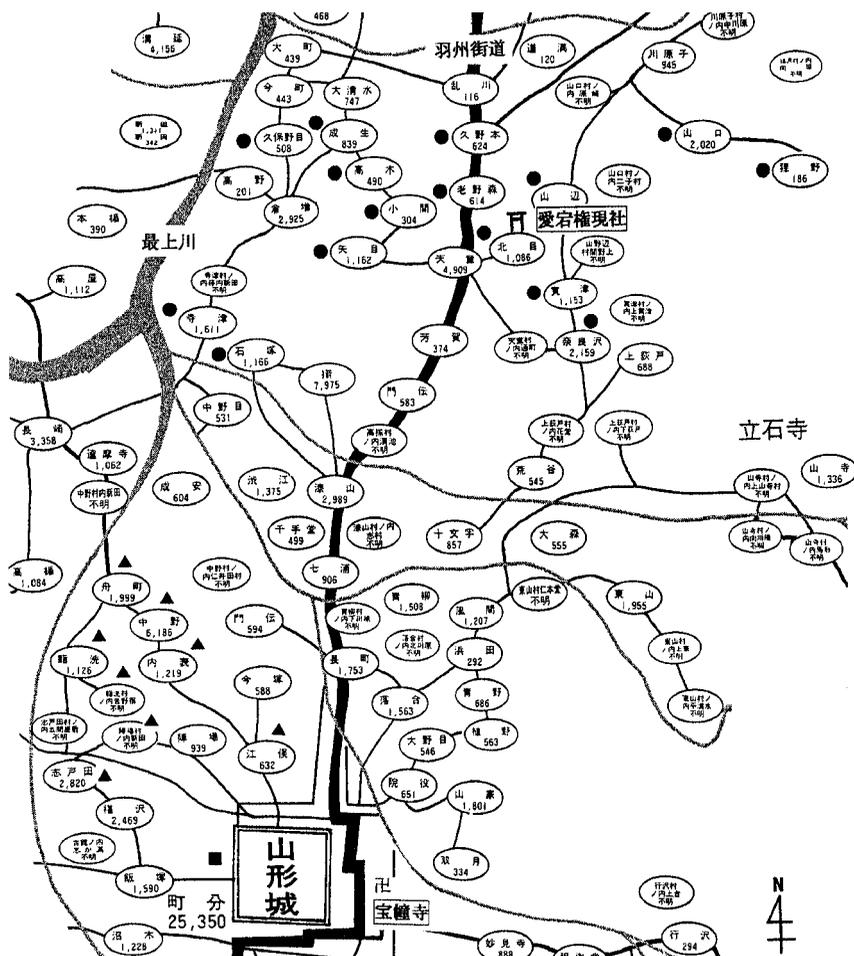
松 本 和 明

はじめに

近世において比較的大規模な寺社領を有する寺社では、領主として年貢収納・領民支配を自ら行い、また、そのための統治機構を有していた。そのような寺院の場合、統治機構の頂点は僧身分である住持であり、それ故に実質的な支配は、寺領百姓から取り立てた「代官」、あるいは寺侍・寺役人と称される俗人等が行っていた。寺侍・寺役人の問題は、寺院領主・寺領研究の中心的論点たりうるが、まとまった研究としては小林計一郎氏の信濃国善光寺の事例が唯一のものである⁽¹⁾。氏は、近世における寺侍の特質を、土地集積・商業兼業・採草地や水利の占有を行うような中世的性格が否定され、住持（大勧進）の家臣となる点に見出したが、研究視角が当時の研究動向を反映し、幕藩体制の成立と変遷の縮図を、寺侍制度の成立とその変遷にみるというものであるため、寺侍の分析から寺院領主の統治機構の特質に迫るといふ視点を欠いている。

寺侍・寺役人を素材としてその特質を究明する上では、「家」に着目した武家領主の編成原理論⁽²⁾や、大名家臣団の構造分析論⁽³⁾といった近年の武家研究が参考になる。そこで、本稿では出羽国山形宝幢寺を事例に、まず一章では

図1 宝幢寺領の分布



近世中後期出羽国宝幢寺における寺院人の職分・身分

註1 図中の記号について。

■は城下西田表、▲は中野郷村々、●は天童郷村々をそれぞれ示す(囲みの内側は村名と村高を示す。なお、「石塚」は灰塚の誤記か)。

註2 正保4年(1647)「出羽国一國御絵図」(『山形県史』資料編18、近世史料3、付録)に加筆。

宝幢寺の寺役人の地位と職分を概観し、第二章では寺役人の職分・身分の把握を試みる。そのうえで、第三章において、寺役人の身分はいかなる論理のもとで担保されるのか、とくに住持との関係に注目して論じることにより、寺院領主における統治機構の特質の一端を究明したい。

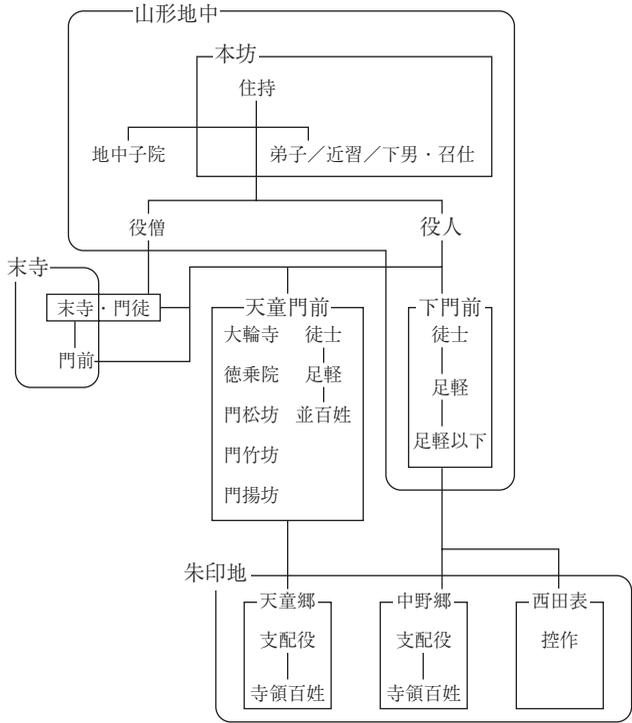
近世における宝幢寺は、天童愛宕権現社の別当寺として山形城下に所在した新義真言宗の寺院で、智積院・小池坊配下、本寺醍醐光台院、江戸触頭寺院の触下にあった。また、村山郡を中心に末寺門徒三二カ寺を抱えた。慶安元年（一六四八）に將軍家光より愛宕権現社領として村山郡二五カ村一三七〇石の朱印地を与えられたが、実質的には宝幢寺が支配を行っていた。朱印地は山形周辺と天童周辺の村々に偏在しており⁽⁴⁾（図1）、山形周辺のうち城下の西については「西田表」⁽⁵⁾、中野村他七カ村を「中野郷」、天童周辺一六カ村を「天童郷」と称した。

第一章 宝幢寺における寺役人の位置

宝幢寺の機構は山形地中・天童門前・朱印地支配に大別できる。そこで、概念図（図2）を参考にそれぞれについて考察する。

山形地中 山形地中とは、本坊を中心として、周辺に位置する子院と、さらに本坊・子院をとりまくかたちで家屋敷を持つ譜代家来を総体として示したものである⁽⁶⁾。本坊内部は、住持以下、弟子・道心などの出家と、年季ではない召仕、年季抱の下男などの俗人から構成され、俗人は近隣村々あるいは山形城下から供給されていた⁽⁷⁾。本坊の構成員は、住持を除き、出家・俗人とも寺領経営などと宝幢寺の支配の側面には関与せず、本坊の維持管理を担った。子院は、近世後期には徳性院・延命院・長善院の三院が存在し、そのうち徳性院は院代という肩書きを有した。徳性院を含め子院住持は宝幢寺の役僧（「役者」）となり、祭礼や末寺の管掌、あるいは宝幢寺全般の諸事務を司り、寺役人と

図2 宝幢寺概念図



ともに毎日輪番で当番にあたった。役僧には末寺住持も就任する。

譜代家来はすべて徳性院檀家であり、本坊の人員・子院・末寺・末寺門前とともに宗門改帳に記載された。弘化四年（一八四七）当時には「役家」四軒・「家来」一〇軒の計一四軒が存在した^⑧。

「役家」とは寺役人のことであり、近世中後期においては曾根・平松・宮城・佐藤の四家が存在したが、天保期に佐藤家に代わって崑野家加わった。給料は玄米二〇俵であるが、年貢収納の際天童へ出役する者へはさらに出役料二〇俵が支給された。一方、「家来」は「下御門前」と称され、「御前御地中御通行之節子共

等ニ至迄急度相慎ミ下座可有之」、「如先規之対シ役僧役人江無礼出合致間敷、勿論於途中ニも如往古通行之礼式可有之事」とあるように、住持は勿論のこと、役僧や寺役人へ対しても厳格な礼儀が求められた。外見的にも、「門前之者古来通り青日傘蛇之目傘草履下駄不可用」とあるように、様々な制限が加えられており、俗人のうちでも寺役人とは隔絶した身分にあった。職分としては、諸人足・飛脚・拍子木番・門番など、肉体労働や地中の治安維持に携わ

り⁹⁾、また、住持の愛宕社参詣や登城などの際には行列を構成し、寺役人出役の際には随伴するなどした。給料は数俵程度であり、天童出役の場合四〇俵となる寺役人との差は大きかった。宝幢寺は、奉公人に近い役割を担う彼らを、寺領からの徴発あるいは外部からの雇用ではなく、彼らを門前に抱え込み賄っていたのである。

下門前内部においても、一〇軒がフラットであったのではなかった。三條・岩井両家は、他の家来が無苗字であるのに対して苗字を有し、「御地中下方取締役」を務めていた。職掌としては、寺への勤仕(盆正月の来客取次など)、下門前の統括(寺に対して行う諸役負担の割付と調整・寺からの規定の徹底など)があった¹⁰⁾。ただし、宝幢寺全体の支配に関与するわけではなく、それを象徴的に示す事例が、文化十一年(二八一四)の山形下条町茂吉一件への寺役人と岩井との対応のあり方の相違である¹¹⁾。茂吉は寺領一五俵余を所持していたが、同年に凶作を理由に検見願を行った際、見分に出役した寺役人曾根(本家)・平松以下へは異なる場所を見分させたことが発覚し、宝幢寺より尋問が行われる。その尋問は岩井淀八を介して行われるが、返答の審理や対応策は寺役人の協議のうえでなされる。つまり岩井はあくまで取次いでいるのみであり、協議に加わってはいない。

このような階層秩序が存在する寺役人・山形地中の身分について、住持外出時の行列の構成・服装から次の点を指摘することができる。まず、行列の構成については、毎年正月の山形城への年頭礼登城の際や、毎年六月二四日の天童愛宕社参詣の際には、中央の住持を囲む場所に、「御駕籠脇」として寺役人曾根・平松・宮城・佐藤が位置した。下門前の岩井・三條は「御先徒士」や「御供目付」として、「御長持」「御参内傘」「御乗物」の持ち手・担ぎ手として供奉する山形下門前・天童門前の者の目付役を務めた¹²⁾。つぎに、服装についてであるが、天保八年(一八三七)の規定には「次上下之儀者於武門役服二而格式有之品二候間、役人之外着用豎不相成事¹³⁾」という一条がある。寺役人家のみ「武門役服」である継袴の着用が認められているのである。この点に関しては、前述の茂吉一件の際に、赦免願のため来寺した茂吉の且寺善然寺との面会の場面が象徴的である。宝幢寺側からは寺役人以下が列座し

て応対がなされたが、その際の服装は寺役人が継袴、岩井淀八が羽織袴、足軽兩人が股引御印羽織というように、階層秩序が服装により可視的に示されている。

天童門前 天童門前とは、村山郡北目村のうち愛宕権現社の所在する舞鶴山山麓に町場のように道沿いに家屋が並び、門前村として把握される場所を指す。天童門前住居の諸人は愛宕社御供所大輪寺の軒守徳乗院の檀家である。天保期の門前村の構成と序列は、「天童御普代頭取（取方）相締方」今野権治右衛門・「天童御目代・天童表御足軽支配」稲葉泰八がつぎの三坊の上席にあり、以下社僧門揚坊・門松坊・門竹坊の三坊と御徒士八名（今野姓三名・岩井姓二名・高橋・稲葉・石田）・足軽九名（相沢姓二名・岩井・会田・稲葉・高橋・工・渡辺・佐々木）が続いた。これら苗字を持つ者が「譜代家来」であり、無苗の者は「並百姓」とされた¹⁴⁾。天童門前の支配や山形よりの下知の通達は、上記の今野権治右衛門が務め、大庄屋とも称されている¹⁵⁾。

彼らは、「譜代之族古来々愛宕権現社領之内夫々知行田宛行訳者、収納辻勤役申付天童表千百四拾四石伏地面村々字反畝歩等迄常々悉相弁大切二守護可致」¹⁶⁾とあるように、朱印地のうち山形周辺（西田表・中野郷）を除く天童一四四石の年貢収納に携わっており、そのために知行田というかたちで、地方にて給与をうけていた。毎年山形の寺役人により最終的に作成され、住持に上げられる勘定目録の内訳においても、山形と天童では区別されており、例えば、嘉永七年（一八五四）の勘定目録には、天童の収支内訳については「委細之訳は喜兵衛方帳面ニ有之」とあることから、明細は天童門前役人高橋喜兵衛が把握していることがわかる¹⁷⁾。つまり、実態は天童の収支は天童に一任されていたのである。ただし、収納の際には山形より寺役人が出役し、帳面上も最終的には寺役人が集約することにも注意しておきたい。また、天童郷村々より山形役所宛の諸願書、あるいは後述の各村支配役の任免などの際には、天童門前役人の奥印、あるいは各村―天童門前役人―寺役人というかたちで上申・下達がなされる場合が多い¹⁸⁾。

以上から、天童門前譜代家来は知行田を与えられ、愛宕社の維持管理、あるいは天童門前村と天童郷の村々に散在

する寺領支配と年貢収納を管掌する存在であったといえる。山形役所との間にある程度の独自性が確認できるが、最終的には収納・人事・諸願書の提出などは山形役所、具体的には寺役人の統括下におかれていた。

朱印地支配 宝幢寺の朱印地一三七〇石は山形・天童周辺二〇カ村余に「飛地」というかたちで散在した。山口村の場合には八三石六斗余が山口村内に「伏居」、寺領百姓一八軒が山口村上組に「孕り居」状態であった¹⁹⁾。このように、寺領は各村に孕まれるかたちで散在し、「伏所」と称して字単位で把握されており、寺領百姓も散在する状況であった。例えば、寺津村・鯨洗村の場合、寺領住居の百姓は各二軒であり、「宗門御改之義其村々載、諸事御法度御触等之義も、其村庄屋方々村並に申触候²⁰⁾とあることから、宗門改・諸事法度などは村として行われていた。

このように朱印地・寺領百姓が各村に散在する状況に対応するため、宝幢寺は村毎に支配役（地頭役）を置いていた。宝暦九年（一七五九）に、成生村長次郎が宝幢寺へ提出した支配役請負証文を事例にみると²¹⁾、支配役とは、給田をうけ、「宝幢寺御寺領御田地・家々御支配」を任され、「御年貢取立上納」を務める存在であること、年貢上納が滞った場合には役儀取上げとなり、給田も返納することがわかる。給田とは、無年貢地を預けられることをいう。支配役は、寺領と寺領百姓が各村に散在する状況のもと、その支配と年貢収納を村単位で請け負わせるために設置された役職であるといえよう。支配役の任免については、証文の宛所が「宝幢寺様御内御役人衆中」（つまり寺役人）であり、他村の事例では、任命願が天童役人の奥印のうえで、出願人から寺役人へ提出されていることから、実質的な支配役任免の権限は寺役人にあるといえよう。

城下に近い西田表の朱印地では控作がなされた。天保五年（一八三四）の、山形上町吉次なる人物よりの控作証文を事例としてみると²²⁾、控作とは朱印地を預り、収納米を宝幢寺へ納入すること、そして任命の契機は吉次側からの出願によることがわかる。また、控作の対象となる朱印地の地所（字名）と高を明記し、収納米については、「御台所御飯料之儀二付決而金納願等仕間敷」とあり、宝幢寺の飯料米に充当するために金納は許可しないという条件があ

る。宛所は寺役人である。他の控作証文についても、山形町人が控主であることから、山形西田表に散在する寺領を彼らに耕作させて、宝幢寺飯米に充当していたと想定される。

宝幢寺は散在する朱印地に対応して、中野郷・天童郷については支配役を置き、西田表は山形町人の控作というかたちで年貢収入を確保しており、その任免は寺役人が管掌したのである。

山形地中は、宝幢寺自体の維持管理を担うとともに、住持・役僧・寺役人を中心に天童・諸末寺・朱印地支配を行っていた。下門前は、身分的には徒士・足軽であり、寺役人とは隔絶した地位におかれ、雑事に従事する存在であった。また、天童門前は、天童郷の年貢収納と愛宕社の維持管理を担い、山形役所からはある程度の独自性を有していたが、年貢収納・人事などの権限は山形役所、とくに寺役人であった。そして、朱印地支配については、朱印地・寺領百姓が散在するという条件に対応するかたちで、中野・天童両郷には村毎に支配役がおかれ、宝幢寺のお膝元ともいえる西田表では、地中の飯米に充当するという目的のもと、控作というかたちで山形町人に朱印地が預けられ、安定的な年貢収入の確保が目指された。支配役・控作とも寺役人が任免に関与し、茂吉一件のような問題も処理した。また、寺役人は寺領民の宗門改も管轄しており²³、寺領人別把握も寺役人が実質的に行っていたと評価できる。以上から、寺役人は山形地中の俗人と天童門前の人事に加え、朱印地支配をも統括する存在であったといえよう。

第二章 寺役人の身分と職分

本章では、前章における分析をふまえて、宝幢寺における寺役人について、大名家臣の階層秩序を、侍（士分）・徒士・足軽以下における服装や座次などの「格」と、相互間における「礼」に注目して分析する磯田道史氏の手法に学びながら²⁴、身分と職分を中心に明らかにする。

まず、寺役人家の変遷についてであるが、寛文期以前の史料にはすでに佐藤・平松両家がみえる。その後、寛文元年（一六六一）に入寺する二四代住持亮弁の弟二人が曾根本家・分家として加わる⁹⁰。以後曾根本家は「無役之節も諸役人之筆頭上席」などとされ⁹¹、寺役人家筆頭の地位を得ることになる。後述するが、文政期まで亮弁の法脈から住持に就く宝幢寺において、亮弁の生家であるという由緒が大きな理由であると考えられよう。曾根本家の系統からは、さらに享保一七年（一七三二）に弁応が二七代住持となっている。その他明暦・延宝期の勘定目録には鈴木・和知・小田部などの姓もみえるが⁹²、どのような家かは不詳である。そして、近世中後期においては、曾根・平松・宮城・佐藤（のち崑野と交代）の四家が世襲していく。

つぎに、身分についてみていく。前章でも述べたように、「武門役服」たる継袴着用を許されるのは寺役人家のみである。加えて、各家は武士の身分標章ともいえる槍を一筋ずつ所持しており⁹³、士分として認識されていることがまず指摘できる。そして、本坊の御居間書院で行われる年頭御礼の様子を、安政四年（一八五七）を事例にみた場合⁹⁴、元旦にまず御居間において弟子・所化・近習の御礼がなされる。住持に近侍する人々が対象である。それが済んだ後に、役僧・役人が住持より御盃・昆布を頂戴し、続いて下門前のうち御徒士（三條・岩井など）が寺役人の披露のうえで御盃を近習より、昆布を院代より頂戴する。最後に足軽と足軽以下の御礼が行われ、同様に寺役人の披露のうえで御盃・昆布は年男役の三條五郎兵衛より頂戴して元旦年頭御礼は終了する。近侍者以外で住持より直接昆布盃を頂戴できるのは役僧・役人のみである。また、士分―徒士―足軽―足軽以下という武家の階層秩序に対応するかたちで行われており、寺役人家が下門前以下と隔絶した地位に位置づけられるのは、士分である故とも理解できる⁹⁵。ただし、弟子・所化・近習で構成される近侍集団の一員ではない。

近侍集団に關しても、寺役人家が全く關与していなかったわけではない。その構成員たる近習は、ほぼ寺役人家の姓の人物で占められていた。おそらく寺役人家の子弟が近習となると思われる。支配関係には關与しないが、本坊の

住持近くに仕え、宝幢寺全般を統括する知識・能力を習得し、必然的に将来の寺役人候補となることで、寺役人家が世襲されていくという構造が存在したのではないか。

また、婚姻関係・養子についてみた場合、山形城下町人あるいは近隣村落との間でなされる場合が大半であり、寺役人家間では皆無ではないが殆どみられない。寺役人家同士で血縁関係を結ぶという志向は弱い。これは四軒しかないという構造的な限界に規定された動向とも考えられる。加えて、下門前などでは身分違いでもあり、必然的に山形町人・近隣村落と関係を結ばざるをえないのではないか。ただし、山形藩など他藩の武士身分との関係がみられない理由は現在のところ不明である。

つぎに、職分についてみていく。嘉永二年（一八四九）の規定には「不寄何事役僧役人評議之上院主江申出請差図取斗可申」、「役僧一人役人宛当番相立置、毎日役部屋江相詰平常用向差支無之様可取斗」とあり⁽⁸¹⁾、宝幢寺子院あるいは末寺住持が就く役僧と寺役人が諸事を評議して、そのうえで院主へ申し出て指図をうけること、役僧・役人各一人ずつが毎日当番として役部屋へ詰めることが定められている。また、例えば寛政三年（一七九一）正月、宝幢寺が一〇〇両を山形十日町村松屋代吉より借用した際、院代・役僧と寺役人四家の連印証文を作成し、住持が裏書している⁽⁸²⁾。宝幢寺一山としての借金に責任を負うべき立場にあるといえる。これらのことから、役僧とともに宝幢寺における諸事の実質的な議決権を握っていることがわかる。

ただし、末寺住持交代の際に、新住持より宝幢寺へ提出される継目証文の宛所は「御役者」、つまり役僧であり、そこに寺役人は関与していない。出家身分の管轄は役僧が行い⁽⁸³⁾、前章で述べたような俗人・俗事を寺役人が管轄するという関係にあったといえる。さらにいえば、寺役人も末寺支配に不関与だったわけではなく、文政四年（一八二一）に末寺養蓮寺から差出された物物・田畑改帳には、佐藤市之進と徳性院が奥印のうえで役僧へ提出したり⁽⁸⁴⁾、あるいは宝永元年（一七〇四）の東根役所（当時は白河藩）役人中谷藤右衛門による門徒龍興寺境内乗打一件において

は、おもに平松惣兵衛が東根役所社方役人田上与次左衛門との交渉にあたるなど³⁵⁾、末寺のうち俗事に関わる事項については、寺役人の管轄であったのである。末寺以外については、前章において明らかであるように、下門前・天童役人・支配役・控作の任免・家督相続・諸願書などは寺役人宛になされるのであり、山形地中のみならず、天童門前・地方関係をも管轄するのである。さらには、龍興寺境内乗打一件の事例からも分かるように、他領主との交渉についても彼らの担当するところであった³⁶⁾。

寺役人は士分であり、宝幢寺の俗人のうち最も高位の身分であった。また、住持のもと、役僧とともに宝幢寺の議決機関を構成し、宝幢寺とその末寺に関する事項を管掌したが、その実態は、役僧はおもに宝幢寺あるいは末寺住持などといった僧身分に関わる事柄に関与し、下門前・天童・地方関係の処置や勘定、寺領・末寺宗門改、他領主との交渉は寺役人が行った。実質的に宝幢寺全体を総攬したのは寺役人であったのである。

第三章 寺役人と住持との関係

本章では、住持と寺役人との関係に注目し、寺役人家が前章でみたような権限を握ることになった理由を明らかにする。

前述のごとく、寛文〜元禄期に住持であった二四代亮弁以降、文政元年（一八一八）に死去する三五代亮岳まで、宝幢寺住持には亮弁の法脈を継承する住持が就任した（歴代住持については表参照）。そして、曾根家（本家）は亮弁の実家という由緒によって「筆頭上席」の地位にあった。この関係からは、本来住持側の論理である亮弁の法脈の継承が、曾根家の地位を押し上げたと思定できる。亮弁代には本末関係が確立するなど³⁷⁾、諸制度が整備されたが、亮弁の法脈から住持を出すことも亮弁在世中に規定されたよう³⁸⁾で、その掟は「亮弁尊師御約定」³⁸⁾とされ、まさに宝

表 近世期宝幢寺歴代住持

代	名	就任	離任	理由	在職年
16	尊海	?	元和元年 (1615)	遷化	?
17	尊清	天正16年 (1588)	天正18年 (1590)	転任	2
18	宥雄	天正19年 (1591)	慶長16年 (1611)	遷化	20
19	尊雄	?	慶長19年 (1614)	遷化	?
20	元雅	元和元年 (1615)	元和8年 (1622)	退隱	7
21	祐貞	元和8年 (1622)	寛永13年 (1636)	遷化	14
22	宥俊	寛永14年 (1637)	寛永18年 (1641)	退隱	4
23	俊海	正保2年 (1645)	寛文元年 (1661)	遷化	16
24	亮弁	寛文元年 (1661)	元禄11年 (1698)	退隱	37
25	隆弁	元禄11年 (1698)	正徳2年 (1712)	退隱	14
26	亮長	正徳2年 (1712)	享保7年 (1722)	退隱	15
27	弁応	享保7年 (1722)	享保12年 (1727)	退隱	5
28	宥喜	享保12年 (1727)	元文3年 (1738)	退隱	11
29	智弁	元文3年 (1738)	宝暦13年 (1763)	退隱	25
30	高弁	宝暦13年 (1763)	明和4年 (1767)	遷化	4
31	弁格	明和4年 (1767)	安永8年 (1779)	遷化	12
32	岳弁	安永9年 (1780)	天明4年 (1784)	遷化	4
33	頼弁	天明4年 (1784)	天明7年 (1787)	遷化	3
34	喬岳	天明7年 (1787)	寛政7年 (1795)	退隱	8
35	亮岳	寛政8年 (1796)	文政元年 (1818)	遷化	22
36	宥慶	文政3年 (1820)	文政5年 (1822)	遷化	2
37	昭洲	文政7年 (1824)	天保14年 (1843)	遷化	19
38	朝海	天保14年 (1843)	安政6年 (1859)	退隱	16
39	海旭	(就任前に遷化)	嘉永4年 (1851)	遷化	—
40	浄珊	安政6年 (1859)	明治3年 (1870)	復飾	11

註) 代数は延文元年 (1356) 就任の道助を中興第一世とし算する。

【出典】『山形市史編集資料』第81号 (山形市、1994年) より引用。

幢寺の基本法として護持されるのである。それは、実際に亮弁の法脈を継承する住持が続くことと表裏の関係といえる。そしてその結果、宝幢寺内部の秩序は安定化するとも固定化していったのではないだろうか。そのなかで、前述のように寺院人家の子弟が近習に就くことも重なって、地中・寺領支配、あるいは外部との交渉などの知識・能力を家として独占的に継承していくこととなり、曾根家に限らず、他の寺院人家の地位と身分も世襲されていったと考えられる。

後住選定についても、亮弁代ま

では現住が行っていたが、亮弁代以降は役僧・門末・譜代へ諮ったうえで決定されるようになった。その結果、後住選定の際に寺院人家が主体的に関与していく。その象徴的な事例が文政期の後住争論である。三六代住持宥慶は、亮弁の法脈を継承するものではなかったが、借財累積などの「非例之御難渋」^⑨を憂慮する僧俗一同の相談により、隠

居後は法類順席である末寺平塩寺耕格を後住に据えるという条件つきで、文政二年（一八一九）三月に末寺威徳院から入寺し、同五年に死去する。そこで、同年四月に再び僧俗一同の相談により、法類である末寺地藏院弁阿を後住に選定するのであるが、それに佐藤雅右衛門が反対し、平塩寺啓津を後住にとの意図のもと、江戸寺社奉行所へ出訴を行う⁽⁴⁰⁾。佐藤としては、文政二年の規定（前述の、平塩寺耕格への住持職委譲）を理由としたのであろう。文政五年時点では平塩寺住持は耕格から啓津へ替わっており、この理由は有効とは言い難いが、ここに啓津を推す佐藤と、弁阿を推す平松・曾根・宮城という、後住選定をめぐる寺役人家を二分する対立が生起することとなる。両者の真の目的は不明ながら、何らかの利害関係があったと考えるのが自然であろう。つまり、寺役人家の利害と後住選定が結びつくことによって争論へ発展したと評価できるのであり、換言すれば、住持選定に寺役人が介入し、さらには自らの利害すらも反映しえたといえる。この場合有慶自体が特例的に法類順席を無視して選出され、かつ第一候補であった平塩寺耕格がその後交代しているという特殊な条件下であることに留意する必要があるが、地藏院弁阿も法類であり、亮弁の法脈という論理はこの争論においても貫徹している。「亮弁尊師御約定」を護持することが自らの地位と身分の安定を担保することであるからといえる。

しかし、この争論は結果的に住持と寺役人との関係に画期をもたらした。弁阿は病死、啓津は江戸触頭弥勒寺より「非其器」とされ、寛文期以降継承された亮弁の法脈が断絶する⁽⁴¹⁾。そこで、宝幢寺は僧俗連署にて本山智積院へ後住選定を依頼し、駿河久能寺より智積院第二座の鈍如が三七代住持昭洲として文政七年閏八月に入寺する。そして、昭洲により曾根本家の断絶が断行される。「猶蔵一件」と称される事件であるが、紙幅の都合上その詳細と宝幢寺における位置づけは別稿に譲り、ここでは断絶の論理と結果のみ触れる⁽⁴²⁾。

諸役人筆頭であった曾根本家は、文政期に当主曾根安左衛門が死去したうえ実子が早逝し、後継者が絶えた。そこで、文政六年に平松忠吾の肝煎にて、安左衛門の義父である山寺村伊右衛門・立石寺大庄屋遠藤金兵衛との相談のう

え、当時立石寺院家隨身代官役であった猶藏なる人物を曾根本家の養子に入れる。そして、その翌年に入寺する昭洲と猶藏との間で曾根本家相続をめぐる対立が生起する。猶藏は亮弁両親の位牌護持・三五代住持亮岳の御墨付（三六俵の場所宛行・曾根本家を役家筆頭とすること）に依拠して曾根本家の相続を主張する。対して昭洲は、曾根家系図・亮岳御墨付・亮弁師御一代御書付などの曾根本家の由緒の証拠書類を預るといふ名目でとりあげ、そのうえで家来一同（麻袴着用とあり、寺役人と考えられる）を呼び出し、亮弁は「自分内縁を以寺之重役二致、数々不当之儀共有之」ため「不当之坊主」であり、「此上一同尊敬ケ間敷儀不相成」と申渡し、一同より血判をとるといふ行為に出る。強烈な亮弁の否定である。もつとも、昭洲入寺の目的は、文政六年一二月には火災により「殿堂向キ不残焼失」⁽⁴³⁾するという状況下において、前述の後住争論後の寺の秩序回復と、文政六年一月時点で二〇〇〇両にまで累積していた借財返済の目途をつけることにあり、両方を達成するためには曾根本家の存在が邪魔であったのである。自らが住持として主導権を握るために、そしてその存在が最大の桎梏である曾根本家を排斥するためには、ロジックとしての亮弁の否定が必要であった。

その結果、文政八年三月に猶藏の排斥に成功し、曾根本家を断絶させた昭洲は、猶藏一件を引き起こしたという理由で、曾根勝之進は永蟄居申付けのうえ倅勝藏が相続、宮城金次郎は隠居申付けのうえ倅金次が相続、佐藤雅右衛門は関六と改名、平松忠吾は永暇を申出て倅安吉が相続、というように、寺役人家当主の総入替えを行う⁽⁴⁴⁾。佐藤のみ改名で済んでいるが、天保期には寺役人ですらなくなっている。総入替えとはいえず、家としては旧来からの四家が存続しているのは、彼らの家に蓄積された支配の知識・能力に依拠せざるをえないからではないだろうか。そこに昭洲側の限界があった。そこで、天保期には諸掟を布達し、「亮弁尊師御約定」にかわる新たな規定をつくることで、亮弁の法脈の論理とは異なるかたちで住持の主導権を確保し、住持を中心とした機構を再構築する。そして、以後寺役人は「無甲乙地方取扱之役家」であり、かつ座次も「古役順次」であるというように、フラットな関係となる⁽⁴⁵⁾。さ

らには、「役家之ものたりとも不用立ものハ給料減少之上並家来ニ申付」⁽⁴⁶⁾と、特権的かつ世襲の地位と身分を否定され、地中・天童門前・地方の支配、さらには対外交渉まで含めて宝幢寺全体の運営を円滑に行いうるような、寺役人としての知識・能力が要求される。また、その存続の可否が住持に握られることもわかる。

文政期の一連の騒動からは、寺役人の地位・身分の安定と、亮弁の法脈から住持に就くことが不即不離の關係にあったことが明らかであろう。そして、亮弁の法脈の断絶と昭洲の入寺は、住持と寺役人との關係、あるいは寺役人自体の性格の転換点といえる。つまり、寺役人の地位と身分の安定を担保するものが、亮弁の法脈という住持との關係から、治者としての知識・能力の所有へと変化するのである。

おわりに

近世宝幢寺において、俗人は士分―徒士―足輕という、武家と同様の軍制の論理に依拠した階層秩序により編成されていたが、寺役人は唯一の士分として、徒士以下とは隔絶した身分にあった。そして、職分としては下門前・天童・地方關係の処置や勘定、寺領・末寺宗門改、他領主との交渉などを管掌しており、住持の權威のもと、その身分を背景として、実質的に宝幢寺全体を総攬する立場にあった。それらは、亮弁の法脈の繼承と、それと表裏の關係でもある「亮弁尊師御約定」の護持がもたらす秩序の安定と固定によって、必然的に世襲されていき、亮弁の生家である曾根家を中心に、身分と、職分を円滑に遂行する知識・能力とが家として独占されていった。つまり、寺役人の身分を担保するものは、歴代住持に繼承される亮弁の法脈であり、住持と寺役人との間には、法脈に対して家として仕えるという關係が形成されていた。

文政期の法脈の断絶と、それと連動して発生する猶蔵一件は、そのような住持と寺役人、あるいは寺役人自体の性

格の転換点となった。寺役人としての身分を担保する論理が、由緒・法脈などではなく、治者としての知識・能力に求められるようになったのである。ただ、以降も寺役人家に異動がみられないのは、前述の如く彼らの家に知識・能力が独占的に蓄積されてきたためであるからであろう。

以上のようにみてくると、亮弁は法脈の論理を用いて擬似的な「住持家」を創出することにより、住持個人との関係ではなく、「住持家」を頂点とする、まさに運命共同体たる擬制的な「家」の構築を目指したのではないかと考えられる。そして、亮弁代であるかは不明ながらも、門前住居の俗人を、武家の軍制の論理に基づく階層秩序により編成したのは、それを補強するための施策であろう。つまり、昭洲代における住持と寺役人との関係の変化からは、亮弁による安定的かつ近世社会に即応した秩序構築の軌跡が看取されるのである。

はじめに述べたように、小林氏は寺侍・寺役人研究から、寺院領主（善光寺）における近世的統治機構とその幕藩制下における普遍的側面の描出を試みた。しかし、本稿で明らかのように、そのような普遍的な統治機構がいつ、どのような意図のもと構築され、何を契機に変容するのか、そこからは寺院領主の統治機構の特質が窺えるのである。

ただし、本稿はあくまで宝幢寺の一事例であり、近世寺役人に一般化しうるものではない。また、寺役人以下の俗人は軍役を負担するわけではないにも関わらず、なぜ武家の階層秩序により編成されるのか。そこには近世社会に通底する重要な意味があると思われるが、後考を期したい。

註

- (1) 小林計一郎「善光寺における中世的寺役人の没落」〔信濃〕第十一卷第三号、一九五九年）、同「善光寺の寺侍について（一）——寺領における近世的統治機構——」〔信濃〕第十一卷第十号、一九五九年）、同「善光寺の寺侍について（二）——寺領における近世的統治機構——」〔信濃〕第十一卷第十一号、一九五九年、以上は同「長野市史考」〔吉川弘文館、一九六九年〕に加筆の上所収。なお、小林氏は、「寺役人」≡近世初期の、半僧・半俗的であり、土地集積・高利貸を行い、か

- つ住持（大勧進）と「主従たるや否や」を争うような寺役人と、「寺侍」＝近世中期以降の、俗人であり住持（大勧進）の純然たる家臣、というように両者を区別しているが、本稿では、幕府や他領主とのやりとりの際、その肩書きは「宝幢寺役人」とあることから、寺役人と称する。
- (2) 笠谷和比古『主君「押込」の構造——近世大名と家臣団——』（平凡社、一九八八年）、同「武家社会研究をめぐる諸問題」『公家と武家——その比較文明的考察』（思文閣出版、一九九五年）、同「家」の概念とその比較史的考察」『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的考察』（思文閣出版、一九九九年）、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』（校倉書房、一九九九年）など。
- (3) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、二〇〇三年）。
- (4) 各村別寺領石高・末寺門徒の具体名などについては、『史料館所蔵史料目録』第九集・同第一六集の解題参照。
- (5) 『史料館所蔵史料目録』第九集の解題によれば、西田表の高は山形下条町・上町に存在していたとされる。
- (6) 「宝幢寺境内図」（国文学研究資料館蔵「出羽国村山郡山形宝幢寺文書」五一—一三二）。
- (7) 「羽州村山郡山形地藏町宝幢寺本末人別宗旨御改帳」（『宝幢寺文書』六八六）。
- (8) 「宝幢寺境内坪数建物寺柄書上」（『宝幢寺文書』四一）。
- (9) 「宝幢寺月番所法度書」（『宝幢寺文書』五五八）。
- (10) 「宝幢寺地中御請書類留」（『宝幢寺文書』九六一）。
- (11) 『天童市史編集資料』第三四号、七二頁。
- (12) 『天童市史編集資料』第三四号、三〇頁・七〇頁・七八頁など。
- (13) 「掟（寺中法度請書）」（『宝幢寺文書』五六一）。
- (14) 『天童市史編集資料』第三四号、一一七頁。なお、弘化四年「寺柄由来書上」（『山形市史編集資料』第一五号（山形市史編集委員会、一九六九年））によれば、天童門前家来の濫觴は、天正期の最上氏による天童攻めの際、「檀場」の守護にあつた最上家臣を、元和八年（一六二二）最上氏改易にあたり召抱え、祭祀・収納の役を勤めさせたことであるとす。
- (15) 「悴貨三郎病身二付奉公御暇願」（『宝幢寺文書』八九三）。
- (16) 「譜代知行田・勤役二付申渡并御請書」（『宝幢寺文書』四二三五）。
- (17) 『山形市史編集資料』第一五号、一六〇頁。

- (18) 例えは、「山口村庄屋跡役村中人札ニテ可願旨請書」(『宝幢寺文書』一八三六)など。
- (19) 『天童市史編集資料』第三四号、一〇四頁。
- (20) 『山形市史資料』第四〇号(山形市、一九七五年)、五六頁。
- (21) 『成生村寺領支配長次郎退役願書』(『宝幢寺文書』八四七)。
- (22) 『田畑控作証文』(『宝幢寺文書』一四七九)。
- (23) 『真言宗・禅宗・浄土宗・時宗・浄土真宗人別御改帳』(『宝幢寺文書』七三九)。
- (24) 前掲註(3)、磯田『近世大名家臣団の社会構造』第一章。
- (25) 『山形市史資料』第八一号(山形市、一九九四年)、一六頁の曾根家系図参照。
- (26) 『曾根両家由緒書上』(『宝幢寺文書』三五)。
- (27) 『山形市史編集資料』第一五号、一〇七頁以降の歴年の勘定目録作成者より。
- (28) 弘化四年「寺柄由来書上」には、「鎌苧筋宛地中役人共持伝」とある。
- (29) 安政四年「当番帳」(『宝幢寺文書』一三二七)。
- (30) 笠谷氏は、大名家(藩)の全ての成員は大名の直属臣下であり、原理的に同輩であるが、それら同輩を上下階級のタテ組織として構成する原理が軍制的秩序であるとする(前掲註(2)、笠谷「武家社会研究をめぐる諸問題」)。
- (31) 「仕法改条々」(『宝幢寺文書』四六〇八)。
- (32) 「添翰并願届筆記」(『宝幢寺文書』九四七)。
- (33) 「門末継目証文」(『宝幢寺文書』一四七)。
- (34) 『東根市史編集資料』第一一号(東根市、一九八二年)、四六頁。
- (35) この一件は、龍興寺住持有遍が検見の帰途に同寺門前を騎乗にて通行中であつた中谷藤右衛門に対して、境内である故下馬するように求めたことの是非を問うものであり、中谷の通行していた場所が道であるか境内であるかが争点となった。結果的には大庄屋らが所持していた書付や絵図、あるいは古老の証言などにより道と判定されたため、有遍は宝幢寺住持隆弁より退院を申付けられて落着した(『東根市史編集資料』第一一号、六頁)。
- (36) 宝永六年(一七〇九)、上山口村における寺領民と白河藩領民との出入の際、寺領民は寺役人平松惣兵衛・佐藤庄右衛門へ、相手方の支配役所である東根役所への願書上申を願っている。そして、両者は東根役人との対談を行うが、役人側の疑

義に対し、寺領民の動向を正確に把握し、論理的に應對している（『東根市史編集資料』第二一〇号、六七頁・九八頁）。寺役人は藩役人と渡り合うだけの交渉術を有していたことが窺えるが、それは宝幢寺全般の情報を一手に把握しうる寺役人の職掌と表裏の關係にあるといえる。

- (37) 玉橋隆寛「延宝期における山形宝幢寺門末の確立——特に『宝幢寺門末帳』の作成を中心に——」（『仏教史研究』第七号、一九七三年）。

- (38) 「後住様取極之覚」（『宝幢寺文書』五六）。

- (39) 「後住様取極之覚」。

- (40) 文政五年「当番帳」（『宝幢寺文書』一三三二二）。

- (41) 『山形市史編集資料』第一五号、三三二頁。

- (42) 「曾根両家由緒書上」・「猶蔵一件始末書」（『宝幢寺文書』八八七）。

- (43) 文政五年「当番帳」（途中より文政六年の記事となる）。

- (44) 「曾根安左衛門跡式届書控」（『宝幢寺文書』八九五）。

- (45) 「仕法改条々」。

- (46) 「譜代之者改革二付申渡并御請書」（『宝幢寺文書』四一八七）。